

福岡県立図書館 電子書籍サービス実施要領

(目的)

第1条 当館の電子書籍サービスは、令和2年10月にKinoDen、令和4年3月にLibrari-E&TRC-DLをそれぞれ開始し、県民に多様でアクセシブルな読書機会を提供することが可能となった。また、県内の市町村立図書館においても電子書籍サービスの導入が進んでいることを踏まえ、今後の福岡県立図書館における電子書籍サービスについて以下のとおり定める。

(各電子書籍サービスの名称と目的)

第2条 電子図書館の区別のため、以下のとおり名称とサービス等を定める。

(1) 福岡県立図書館 電子図書館 1号館

ア 《提供サービス》KinoDen (㈱紀伊國屋書店)

イ 《収集コンテンツ》 県民の課題解決や県内公共図書館等のレファレンス支援を目的に、専門書や参考図書など、紙の本同様に専門性の高いコンテンツやレファレンスに役立つコンテンツを中心に収集・提供する。

(2) 福岡県立図書館 電子図書館 2号館

ア 《提供サービス》Librari-E&TRC-DL (㈱図書館流通センター)

イ 《収集コンテンツ》読書に困難を抱える人の読書活動の支援や子どもに対する多様な読書機会の提供を目的に、音声コンテンツやリッチコンテンツのほか、子ども・YA向けのコンテンツに特化して収集・提供する。

なお、読み上げ対応コンテンツや郷土資料に該当するものは、サービスの別に関わらず積極的に収集・提供する。なお、収集対象とする具体的なコンテンツについては別途定める。

(利用対象)

第3条 利用対象は以下のとおりとする

(1) KinoDen (システム連携あり)

当館に利用者登録がある者に限る。

(2) Librari-E&TRC-DL (システム連携なし)

当館に利用者登録がある者のほか、別途定める要件を満たす団体等に所属する者は、当館の利用者登録がなくても、アクセス用IDの発行を受けることにより利用できるものとする。

(利用方法)

第4条 電子書籍サービスは、提供業者の仕様、図書館業務システムとの連携の有無により利用方法が異なるため、以下のとおりとする。

(1) KinoDen (システム連携あり)

当館の利用者登録後、図書館ホームページのパーソナルサービスにおいて、当館利用者カードID、パスワードにより認証を行い利用する。

(2) Librari-E&TRC-DL (システム連携なし)

当館利用者カードとは異なるアクセス用 ID、初期パスワードを交付、サービス提供サイトにおいて認証を行い利用する。なお、貸出数、期間等については下記のとおりとする。

ア 貸出期間 14日間とする。

イ 貸出数 5点を上限とする

ウ 延長 予約のないコンテンツに限り1回、延長日から14日間延長できるものとする。ただし、延長によりコンテンツの有効期限等を超過する場合を除く。

エ 5点を上限とし、確保後の取置期間は5日間とする。ただし、コンテンツの有効期限等を超過しない場合に限る。なお、予約コンテンツ確保の連絡等を行わない。

(アクセス用 ID)

第5条 発行方法及び配布方法

(1) 電子書籍サービスの利用に必要な ID は以下のとおり配布する。

ア KinoDen

当館の利用者カード発行の手続きにて行う。利用者カードの ID がアクセス用 ID となるため、新たにカード等の配布は行わない。

イ Librari-E&TRC-DL

以下の方法により利用希望者に配布する。

(ア) 図書館窓口での配布

利用者カードとは別途に作成する ID カードを配布する。

(イ) メール（レファレンス受付相談を含む）・電話・FAX（カードの内容のみ伝達）

図書館窓口で配布する ID カードに記載された番号と初期パスワードを伝達することと配布完了とする。使用済のカードは速やかに廃棄する。

(ウ) 団体利用希望の場合（電子データによる一括配布）

アクセス用 ID と初期パスワードを記した電子データを電子メールに添付して配布する。

(2) Librari-E&TRC-DL のアクセス用 ID の編成

当該サービスへのアクセス用 ID の編成は以下のとおりとする。

ア 個人利用

「31」から始まる10桁の番号

イ 団体利用のうち当館がアクセス用 ID を作成する場合

「41」から始まる10桁の番号

(3) 有効期限

ア 団体利用のうち学校の児童・生徒

入学年の4月1日から卒業（園）予定年の3月31日まで

イ それ以外

ID 発行の翌月から2年が経過した3月31日まで（最長3年間）

(その他)

第6条 当館は、本サービスの利用を目的とした閲覧用機器等の貸出は行わない。また、閲覧によって生じる通信費等は利用者が負担するものとする。本サービス利用にあたり不適切な行為が確認された場合、直ちに当該利用者のアクセス用 ID を無効とする。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。